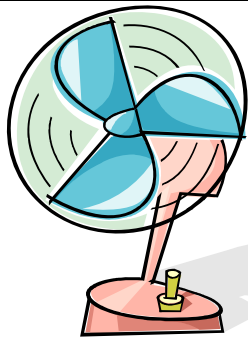


第119号  
ボランティア情報 ふじいでら

# プラム

社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会  
藤井寺市ボランティアセンター  
藤井寺市ボランティア連絡会  
〒583-0035 藤井寺市北岡 1-2-8  
TEL 072-938-8220  
FAX 072-938-8221  
E-mail fureai@silver.ocn.ne.jp  
URL <http://www.fujiidera-shakyo.net>



## 続・夏風邪にご用心！

今月号では夏風邪の原因、「夏バテ」にならないための食事方法について、いくつか考えてみましょう！

①加熱した料理を食べる、②食事の品数を増やす、③冷たいジュースや炭酸飲料、ビールを控える、④水分を控えることはNG、の4つを意識することが大事です。

また夏は汗を多くかくため、ミネラル、ビタミンが不足しがちになってしまいます。緑黄色野菜や海藻、果物など色々な物をバランスよく摂取することを心がけて下さい！

# REMEMBER 東北

全社協 被災地支援・災害ボランティア情報によると、平成23年3月11日に東北を震源とする東日本大震災が発生してから被災地（岩手県・宮城県・福島県3県合計）入りするボランティアの数は、平成23年5月の171,900人をピークに、約2年が経過した平成25年5月末現在では10,900人まで減少しています。

被災地の1つの宮城県南三陸町では、大津波の被害が甚大で町の62%（市街地で75%）もの家屋が損壊しました。

そのため、約2年経った現在では、重機も徐々に増えてきてはいますが、まだ人の手も必要としています。さらに最近では、漁業や農業などの産業支援の要望も増えてきています。

それらのニーズに応えるためには、より多くのボランティアさんの支援が不可欠です。

みなさまの温かいご支援、ボランティアへのご参加をよろしくお願いいたします。

被災地入りする前には、必ずボランティア保険に加入してください。通常のものではなく、天災タイプ（年間600円）に入ることをおすすめします。

在住地等（又は出発地）の社会福祉協議会で加入してください。災害復旧作業に尽力している被災地の負担を少しでも軽減させるため、ご理解とご協力をお願いいたします。



ガレキ撤去の様子

夏のボランティア体験プログラム ～藤井寺市内14カ所～  
 ☆7月～9月にかけて実施しているボランティア体験プログラム。ボランティアの受け入れに協力いただいている市内の施設のご紹介をします。  
 ＊掲載している募集内容は、一部です。

施設名	活動場所	活動期間	募集対象	活動内容
①（高齢者分野） ひかり・第2ひかり	惣社 2-5-15	～9月30日	高校生以上	利用者との話し相手等
②（高齢者分野） 藤井寺特別養護老人ホーム	藤井寺 4-11-7	～9月30日	専門学生以上	レクリエーションのお手伝い等
③（高齢者分野） つどうホール	小山 3-151-1	8月16日 ～8月18日	小学生以上 要保護者同伴	納涼祭の準備・片付け等
④（高齢者分野） どうみょうじ高殿苑	道明寺 3-2-2	～8月31日	中学生以上	利用者との創作活動の手伝い等
⑤（高齢者分野） ケアホーム春日丘	春日丘 2-18-20	～8月31日	高校生以上	レクリエーションのお手伝い等
⑥（高齢者分野） デイルーム藤井寺	岡 1-2-19	～9月30日	高校生以上	利用者の趣味活動のサポート等
⑦（障害者分野） 藤共同作業所	大井 4-6-15	～9月30日	専門学生以上	利用者とのレクリエーションへ参加等
⑧（障害者分野） 障害者地域生活支援センターわっと	岡 2-12-6	～9月30日 盆休みは除く	小学生以上	様々な行事での利用者との交流等
⑨（障害者分野） あゆみ	津堂 3-286-5	～9月30日	専門学生以上	利用者への見守り、授産の手助け等
⑩（障害者分野） 障害児・障害者ふれあい支援センター	北岡 1-2-8 別館3階	～8月31日 木曜日は除く	高校生以上	障がい児・者への余暇支援等
⑪（児童分野） つどいの広場ふじいでら	小山 9-1-16	～8月30日 盆休みは除く	中学生以上	プールの見守り等
⑫（救護施設） 賀光寮	藤井寺 4-11-8	～9月30日	専門学生以上	利用者との話し相手等

☆ご興味のある方、プログラムに参加してみたい方は、藤井寺市ボランティアセンターまで、お問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

# 夏のボランティア体験プログラム“おつかれサロン”

7月から9月の間、「夏のボランティア体験プログラム」に参加いただいたボランティアさん同士が活動をふりかえったり、交流を深めたりする“おつかれサロン”を実施したいと思います。実施内容は、以下のとおりです。

行事名：“おつかれサロン”

日時：平成25年9月13日（金）13：30～15：00

場所：ふれあいセンター（藤井寺市立福祉会館）1階

内容：活動のふりかえり、情報交換等



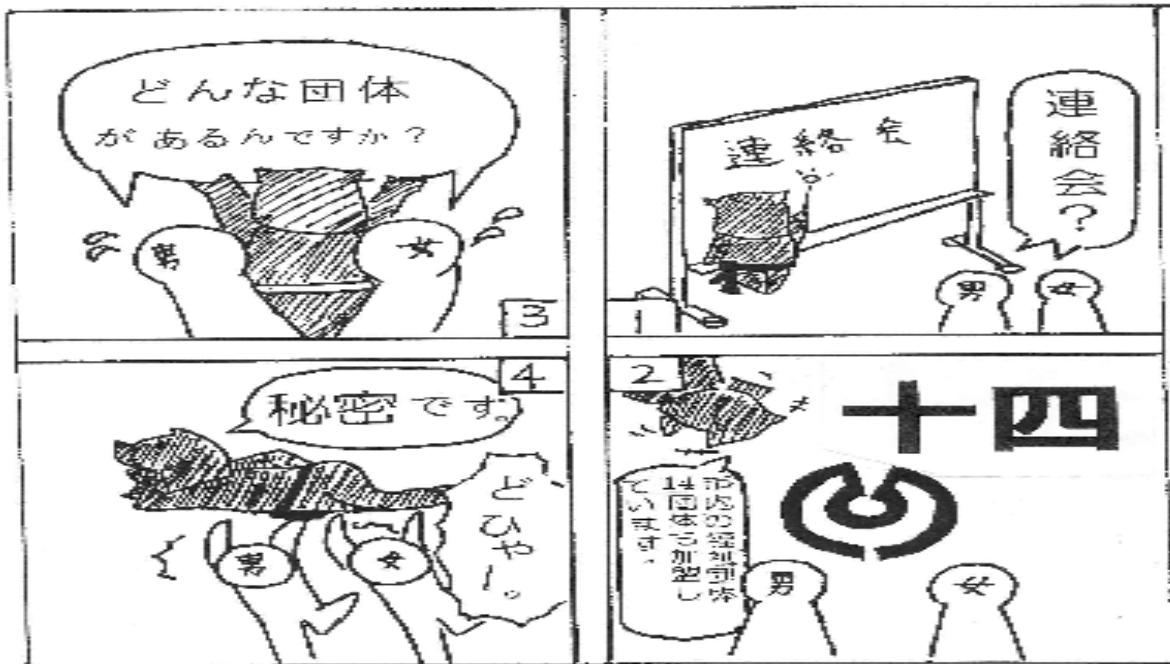
ふるってご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

## ♪ プラムな関係 ♪

第13回『ボランティアセンターにて その8』

（四天王寺大学マンガ研究部 北野さん）

☆藤井寺市ボランティア連絡会には、福祉に関わる様々なボランティア団体が所属し情報交換を行っています。ご興味・ご関心のある方はボランティアセンターまで、ご連絡・ご相談下さい。



(つづく)

**求む！ボランティア**

(連絡先)

TEL : 072-938-8220

MAIL : [fureai@silver.ocn.ne.jp](mailto:fureai@silver.ocn.ne.jp)

**募集NO.32**

一般、中高生や大学生のボランティア募集です。



活動内容：マンマミーア主催 バザーのお手伝い

日時：8月24日（土） 9：00～15：00

実施場所：つどいの広場 ふじいでら（住所：藤井寺市小山9-1-16）

問・申込みは直接発信者へ：TEL 072（936）0011 【スタッフ】

**第25回社会福祉士国家試験にチャレンジ**  
その1

問題 事例を読んで、次の記述のうち、化粧品の購入契約についての消費生活センターの相談員の助言として、適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

一人暮らしのEさんは、認知症で判断能力が不十分な状態である。ある日、家を訪ねてきた化粧品会社T社の若いセールスマンFの熱意に根負けして高価な化粧품을50万円で購入したが、契約書面はまだ受け取っていない。2週間後、Eさんが見慣れない化粧品を使っているのを発見したヘルパーが、事情を聴いた上で、Eさんを消費生活センターに連れて行った。

1. Eさんは認知症なので、制限行為能力を理由に取り消すことができる。
2. クーリングオフ制度を利用して解約することができる。
3. 開封・使用しているので解約することができない。
4. 「困惑」（消費者契約法第4条）を理由に取り消すことができる。
5. 「誤認」（消費者契約法第4条）を理由に取り消すことができる。

【正答】 2

【お知らせ】

今年もまた10月より、赤い羽根共同募金が始まります。昭和22年から運動が発足されて以来、今日、全国各地で年間約200万人の募金ボランティアの方々に支えられ、展開されています。

皆さんから集められた募金は、皆さんが住んでおられる町を良くするための活動や、大規模な災害が起こった際の備えのために使われます。どうぞ協力よろしくお願ひします。



**【開所時間】 月～金曜日（土・日・祝除く） 午前9時～午後5時30分**